

## 議第187号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和6年11月27日提出

京都市長 松 井 孝 治

相手方	
事件の種類	代位取得に係る損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、平成22年2月に交通事故を発生させ、京都市国民健康保険の被保険者に傷害を負わせた。本市は、当該傷害に関し、国民健康保険法に基づく保険給付を行った。これにより、本市はその給付の価額（当該被保険者の一部負担金に相当する額を除く。）の限度において当該被保険者が相手方に対して有している損害賠償請求権を代位取得した。このため、本市は、相手方に対し、代位取得した損害賠償請求権に係る損害賠償金の支払を請求したが、その一部しか支払われなかった。</p> <p>そこで、本市は、京都簡易裁判所の裁判所書記官に対し、相手方に当該損害賠償金から既に支払われた金額を差し引いた額（2,045,653円）の金員及び支払督促の手續の費用の支払を命じる旨の支払督促を申し立て、当該裁判所書記官は、相手方に対し支払督促を発したが、相手方がこれに対し適法な督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。</p> <p>このため、この訴訟を継続し、又は裁判上の和解を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。